

# 高知県DV被害者支援計画の改定について

## 計画の位置付け

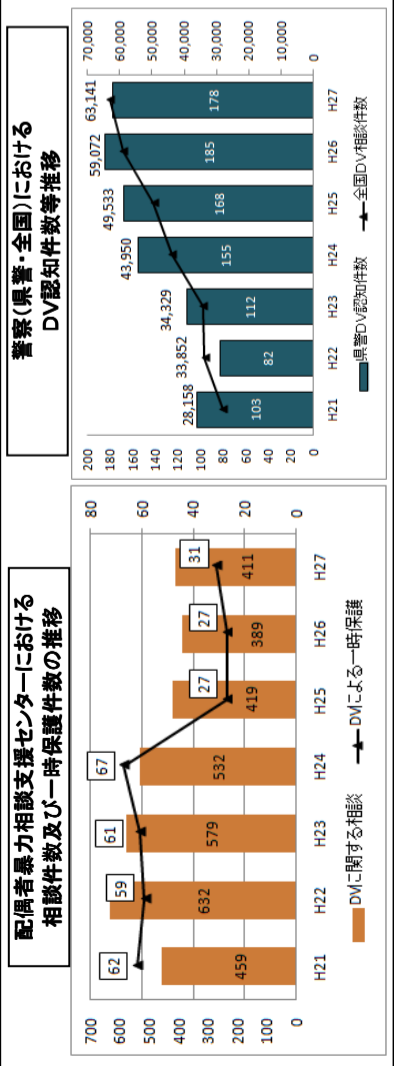
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき策定。
- 平成18年度の策定以降、5年ごとに改定(策定)。第3次計画は、平成29年4月から平成34年3月までを計画期間として策定。
- 進捗管理は、「高知県男女共同参画推進本部会議」及び「こうち男女共同参画会議」が行う。

## 現状と課題

- ◆ **県民の意識** 県民意識調査(H26.1実施)
  - ◇ DVを直接経験した割合が前回調査時(平成21年度)より減少した半面、身近に見聞した割合が大きく増えるなど、暴力に関する認識は全体的に高まっているが、身体的暴力に比べ精神的暴力等に対する認識が低い。
  - ◇ 「DVを直接、経験したことがある」が約2割、そのうち「誰(どこ)にも相談しない」が4割強を占め、相談しない理由として「どこに相談していいのかわからない」「相談しても解決しないので無駄だと思った」の回答が見られた。
  - ◇ 「DV・デートDV・性暴力を無くすために必要だと考える」(複数回答)こととして、「相談窓口を増やし、窓口の周知を図る」が5割強、「学校で人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が約4割
  - ◆ **潜在化する被害者の早期発見・通報につなげる体制づくりとともに、相談窓口の周知及び相談対応者のスキルアップが必要**
  - ◆ **デートDV等の防止に向けた若者への予防教育、意識啓発が必要**

## 県内のDVの状況

- ◆ **配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談・一時保護件数とも減少** 小さな子ども連れや精神的なケアが必要な方など、複雑・多様な事情を抱えた方が多くなっている状況。
- ◆ **警察におけるDV認知件数は増加** 県内におけるDV認知件数は増加しており、DV発生件数自体は減少していない可能性が高い。
- ◆ **引き続き、相談窓口の周知や広報・啓発が必要**
- ◆ **関係機関と連携し、自立に向けたきめ細かな支援を行うことが必要**



- ◆ **DVIに関する男性や同性カップルからの相談** 男性や同性カップルのDV被害者については、件数が少ないこともあり、十分な対応ができる体制になっていない。(ノースの男性対象相談には、平成25年度以降年間10件程度の相談が寄せられている。)
- ◆ **相談対応者の専門知識の習得・スキルアップと相談窓口の周知が重要**

## ◆ その他、社会情勢など

- ◆ **DV関連の法律の改正(平成25年改正)**
  - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」
    - ・生活の本拠を共にする交際相手(同棲相手)からの暴力も法の適用対象になった。
    - 「ストーカー規制法」
      - ・国及び地方公共団体が、婦人相談所その他適切な施設による被害者の支援及び、民間組織活動の支援等を図るため、必要な体制整備や財政上の措置等を講ずるよう努めることが規定。
  - ◆ **中高生へのスマートフォン・フォン、携帯電話の普及**
    - スマートフォン等を使った過度の監視やリベンジボロノ等のデートDV被害の拡大が懸念される。
    - ※スマートフォン、携帯電話の所有・利用状況・・・高校生96.7%、中学生60.9%
    - (内閣府「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査」)

## 総括

5つの「基本の柱」に基づき、着実に取組を進めてきたが、なお、課題が残されている状況。

現計画の「基本の柱」を継続しつつ、取組の更なる強化・充実を進めていくことが必要。

## 拡充の視点

- ① 広報啓発、窓口周知のチャートを増やす  
→ 経済団体等への働きかけ
- ② 予防教育の強化  
→ より多くの学校での出前講座の開催
- ③ より幅広い相談に対応出来る人材育成  
→ 多様な被害者への支援について学習機会が充実
- ④ 自立の促進  
→ 自立支援施設における就業支援の強化・充実

## 3次計画

### 【基本の柱】

- 1 DVを許さない社会づくり
- 2 DV被害者の早期発見、安心して相談できる体制づくり
- 3 DV被害者の一時保護体制の充実
- 4 DV被害者の自立に向けた支援
- 5 地域における取組の推進

### 【重点目標】

- (1) 関係機関・団体との連携等による取組の推進
- (2) DV防止のための教育・普及啓発
- (3) 若年層に対する予防教育の推進
- (4) 加害者への対応

- ① 関係機関・団体の連携強化
- ② 生涯にわたる人権教育の推進  
DV防止の意識啓発の推進
- ③ 若い世代におけるデートDV等防止に向けた教育・啓発の実施
- ④ 加害者への厳正な対応  
加害者の気づき・更生を促す広報・啓発や相談の実施

### 【流れ】

関係機関と連携して、まずは予防

### 早期発見・通報と相談の充実で早めの手立て

- (1) 相談窓口の周知と相談につなげる体制整備
  - (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化
  - (3) DV被害者支援に携わる人材のスキルアップ、専門性の向上
  - (4) 誰もが相談しやすい体制づくり
- ① 配偶者暴力相談支援センターの周知
  - ② DV被害者の早期発見、通報及び相談につなげる体制整備
  - ③ 配偶者暴力相談支援センターの職員の専門性の向上
  - ④ 相談員のメンタルヘルスケアの充実
  - ⑤ 市町村の取組強化に向けての働きかけ、市町村との連携強化
  - ⑥ 県他機関との連携強化
- ① 各種相談窓口職員のスキルアップ・専門性の向上
  - ② 職務関係者を対象とした人権研修の推進
  - ③ 配偶者暴力相談支援センターの周知
  - ④ 各種相談機能における相談機能の強化
  - ⑤ 相談窓口のバリエーション化
  - ⑥ 若者や男性等、誰もが相談しやすい環境づくり

### 安全・安心な場で心身を回復

- (1) 関係機関の連携による一時保護体制の充実
  - (2) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実
  - (3) 民間支援施設等との連携による一時保護体制の充実
- ① 関係機関の連携によるDV被害者等の迅速な安全の確保
  - ② 迅速かつ安全な一時保護の実施
  - ③ DV被害者等に関する情報保護の徹底
  - ④ 司法手続きに関する支援
- ① DV被害者の心理ケアの充実
  - ② 子どもの心身のケアの充実
  - ③ 子育て支援の充実
  - ④ 災害に備えた体制づくり
- ① 配偶者暴力相談支援センターへの支援
  - ② 民間シェルターへの支援

### 生活再建と自立に向けた支援

- (1) DV被害者の生活再建
  - (2) 安全安心な暮らしへのフォローアップの充実
- ① 一時保護所入所時からの継続した自立支援
  - ② 各種支援制度の情報提供及び利用・手続きに関する支援
  - ③ 住宅に向けた支援
  - ④ 就労に向けた支援
  - ⑤ 民間団体等による支援の拡充に向けた取組の実施
- ① 関係機関の連携によるDV被害者の情報共有と見守り
  - ② 被害者及び子どもの心身の回復の支援
  - ③ 地域での居場所づくり

### 地域で継続的な見守り

- (1) 地域における見守り体制づくり
  - (2) 地域における早期発見、通報及び相談体制づくり
  - (3) 地域における自立に向けた支援の取組
- ① 市町村の取組強化に向けた働きかけ、市町村との連携強化【再掲】
  - ② 関係機関等との連携強化に向けた取組
- ① 関係機関等との連携強化に向けた取組
  - ② 生活再建に向けた見守り支援
  - ③ 子どもの健やかな成長の見守り

関係機関と連携した、DVの予防から被害者の自立支援までの切れ目のないサポートの実施